

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

日常職場編シリーズ第3回
「労働時間①」

労働時間①

労働時間のルールは厳密です！

Q 当社では労働時間を柔軟に活用しており、例えば仕事が早く終われば早く帰り、翌日、昨日の浮いた時間分を余計に働き、時間の入れ替えを行っています（交換なので残業扱いナシ）。

ところがある従業員から「所定時間より超えた分は時間外労働（残業時間）ではないか？」と質問を受けました。どう考えるべきでしょうか？

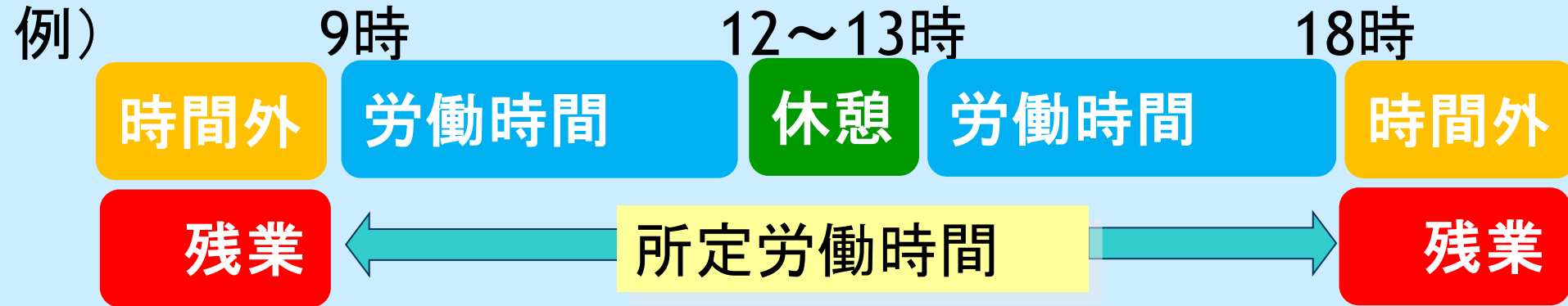


A 会社の就業規則を確認し、変形労働時間制やフレックスタイム制を採用していなければ、労働基準法違反の可能性が高いです。

労働時間①

【時間外労働（残業）とは】

⇒ 所定労働時間以外の時間で労働する時間のこと



【労働基準法第32条第二項】

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

【解決条件】

変形労働時間制の導入 or 36協定書締結 + 残業代支給